

第36回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第36回岩手町農業委員会総会は、令和5年6月20日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否意見の決定について

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農地転用事業計画変更に対する意見の決定について

日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第9 議案第6号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

2番 乙茂内 丈久

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

6番 福士 好子

7番 府金 秀一

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江
農地利用係長 千葉 優子
副主任 藤川 翔太郎
農地利用最適化推進委員 三浦 松夫

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第36回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、8番瀬川浩美委員、9番幅清一委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長をお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別のもので、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長補佐 議案第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めます。

5ページをご覧ください。

番号4、土地の所在は、大字沼宮内第14地割地内の田3,957㎡について、譲渡す方は、以前水害により復旧できず遊休化していたところ、隣接する田の所有者の記載の方が復旧して来年から耕作していくとのことで、記載の金額で売買により所有権移転するものとさせていただきます。

なお、1反歩あたりに換算すると10万円になります。

番号5、土地の所在は、大字沼宮内第17地割地内の畑483㎡について、町外に在住し、労力不足により耕作できないとのことで、隣人である記載の農業者が売買により所有権移転し、今後耕作していくものとさせていただきます。

場所につきましては、6ページ、7ページをご覧ください。

8ページをご覧ください。

番号6、土地の所在は、大字沼宮内第18地割地内の畑2筆3,967㎡について、番号5の記載の方々により労力不足のため耕作できないとのことで、記載の農業者の方が、記載の金額により3年間賃貸借にて耕作していくものとさせていただきます。

場所につきましては、9ページをご覧ください。

また、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いします。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

三浦松夫推進委員 現地調査の結果について、推進委員の三浦から報告いたします。

本日、午前9時から田中委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請、受付番号4番から6番の農地について報告します。

4番の農地は第1民部田住宅の西側100メートル程の線路沿いにあり、遊休農地化しておりました。

5番の農地は川原木地区の介護施設●●からみて西側約250メートルの所にあり、休耕畑として管理されておりました。

6番の農地は5番と同様に●●からみて西側、及び南側すぐの所にあり、どちらも畑として管理されておりました。

譲り受ける側の機械および労働力は確保されておりますので、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま3件の報告をいただきました。質疑ございませんか。

9番幅委員 4番の方は農業をしている方なのか。

副 主 任 兼業農家で、米を中心に農業をしている方です。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は、10ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し、同条第3項の規定により意見の決定を求めるものでございます。

11ページをご覧ください。

番号2、土地の所在は、大字川口第10地割地内の畑1,203㎡について、太陽光発電装置を建設し、電気を販売するため土地代総額150万円にて記載の所有者と買受ける株式会社●●とでの合意により売買し転用するものでございます。1㎡当たりになると1,246円でございます。

場所につきましては、12ページをご覧ください。

転用事業計画書、意見書等につきましては、13から16ページをご覧ください。

現地調査をしておりますので調査員の報告をお願いします。

また、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

議案書は、17ページをご覧ください。

番号3、土地の所在は、大字川口第43地割地内の畑23,631㎡の内129.65㎡についてです。

携帯電話サービスの通信エリア拡大を計画している●●株式会社から、工事の受注をうけた記載の会社が一時的に資材置場や進入路として使用するための申請であります。着工予定は8月から来年令和6年1月までの期間、使用貸借するものでご

ざいます。

場所につきましては、18ページをご覧ください。

事業計画書及び許可申請に係る意見書・調査書につきましては、19ページから23ページをご覧ください。

こちらでも現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いします。なお、事業計画書等詳細につきましては、事務局担当より説明いたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

三浦松夫推進委員 現地調査の結果について、推進委員の三浦から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号2番及び3番の農地転用の件について報告いたします。

2番の申請地は●●の南側300メートルほどの所にあり、遊休農地化しておりました。

3番の申請地は●●の北側150メートルほどの所にあり、牧草畑として使用されておりました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。以上で報告を終わります。

副 主 任 続きまして、私の方から意見書・調査書について説明します。

受付番号2番の申請について説明いたします。申請理由は、先ほど局長補佐より説明いたしました通り、譲受人であります会社が、太陽光発電設備を設置するために、議案書11ページに記載してある金額にて売買を行おうとするものであります。

15、16ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上、総じて許可足りうる案件であると考えられます。

次に受付番号3番の農地について説明いたします。申請理由は、平成20年に当該地の一角に●●が設置した携帯電話基地局の設備増設工事を実施するため、同じく当該地の一部を一時的に資材置場として使用するものであります。増設工事ではありますが、既存の基地局の上部を増設するため、基地局用地の面積は変動いたしません。詳細は19ページに、利用計画図は21ページに記載されておりますのでご確認ください。

続きまして当該地の転用に係る各種基準について説明いたします。22ページ及び23ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

総じて許可足りうる案件であると考えられます。以上で説明を終わります。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番福士委員 常設審議委員会の時の話なんです、支柱はリサイクル、パネルに関しては海外へ持って行きますと、その会社はおっしゃっていたのですが、耐久年数が過ぎたらどうするか情報はありますか。全部、買い取った会社の責任でしょうか。

副 主 任 一時転用であれば確認しますが、この件は所有権移転のため、そこまで確認しておりません。

4番佐々木委員 昨年の●●のソーラーパネルの時に町としてどう動くか聞いてほしいとお願いしていたのですが、その後、動きはあったのでしょうか。

事 務 局 長 町としては、具体的に何かを規制するとか話し合いが進むとか、まだそういう状況ではありません。農業委員の総意として町へ申し入れをするなど動きが出てくれば、また変わってくると思います。

9番幅委員 前、近くを買い取った会社と同じ会社なのか。

副 主 任 名前は違いますが、その子会社です。

7番府金委員 実際この辺整備されてないですよ。そうすると息子さんも継ぎたくないですよ。その辺を考えて区画整備しないと、こういういびつな所はソーラーパネルが増える。区画整備した田が●●地区に広がれば、ちょっと遠くても大きい機械持っている人達がまとまった土地に入ってくる。大規模化の流れの中で、いびつな田は農地としてやっていけない。その辺も町として考えていかなければ、ソーラーパネルが増えてしまうのではないかと。

議 長 出来る事は皆さんでやって行きましょう。ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 賛成多数と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第3号

議 長 日程第7、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は24ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

25ページをご覧ください。

番号3、土地の地番は、大字土川第4地割地内の畑710㎡、田260㎡、計970㎡について、30年以上前から耕作されておらず、屋根を設置して資材置場兼駐車場として活用していたものでございます。

場所につきましては、26ページをご覧ください。

こちらも、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

三浦松夫推進委員 現地調査の結果について、推進委員の三浦から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号3番の農地について報告します。

3番の対象地は●●の道路を挟んで向かい側の所に連続してあり、申請のとおり長期間雑種地的な取り扱いであった事を確認いたしました。

対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第4号

議長 次に日程第7、議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局長補佐 議案書は、27ページをご覧ください。

農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、農地転用事業計画について変更申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

28ページをご覧ください。

株式会社●●が、新たに設置を予定している第4農場の事業計画が、すでに転用の許可をされた第1から第3農場の計画と同一の事業の目的に供する転用と見なされる事から、同一事業として見直す必要があるため事業計画を変更し、転用事業を遂行するものです。

農地転用事業計画変更申請書等につきましては、29から39ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、事務局担当から説明いたします。

議長 説明が終わりました。続いて、意見書及び調査書の説明をお願いします。

副主任 続きまして、株式会社●●より提出のありました当該申請につきまして説明いたします。

申請理由は、先ほど局長補佐より説明いたしました内容に伴うものであり、議案書31ページから34ページに記載してある事業計画、特にも32ページ記載の今後転用申請予定であります第4農場の計画を中心に、農地法事務処理要領で定められている、戻りますが28ページ記載の6項目につきまして意見の決定を求めるものであります。

こちらの申請に対する農業委員会の意見が決定されたのち、県ではこれを基に国と事前協議を実施。その協議終了後に5条申請が行われる見込みとなっております。なお、令和3年11月の総会にて、当時第3農場の建築に伴う転用申請を行うにあたり、同様の手順で事業計画変更申請の意見を決定していただいております。28ページ記載の6項目につきまして、順に説明いたします。

(記載内容を読み上げ)

この他、各農場の利用計画につきましては36ページから39ページに、第1農場から順に掲載しておりますのでご確認ください。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定いたします。

◎議案第5号

議 長 次に日程第8、議案第5号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第5号。議案書は40ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、41ページをご覧ください。

番号13から18について、岩手県農業公社との一括方式により10年間の賃貸借契約を結ぶものでございます。

賃貸借料につきましては、牧草ですと1反歩3,000円、畑ですと1反歩5,000円から10,000円の契約金額となっております。

今回集積する面積は、47,641㎡となります。

42ページの番号19につきましては、中間管理事業における売買支援事業によるものでございます。

先月の総会時に前所有者の方から公社への売り渡す案件をご承認いただき、今回公社から岩手町の農地所有適格法人である記載の法人の方が、210万円で公社から買い受けるものでございます。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。皆さん質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第5号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第6号

議 長 次に日程第9、議案第6号、中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第6号。議案書は44ページをご覧ください。

農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、策定された岩手町農用地利用集積等促進計画案について意見の決定を求めるものでございます。

45ページから55ページにつきまして、公社が借受けて担い手の農業者へ貸借しておりましたが、今回新たに借受ける担い手の農業者を変更するものでございます。

前に借りていた担い手の方から引き継いだ形になりますので、契約期間、賃料につきましては、前回のものをそのまま引き継いでおります。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第6号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これもちまして会議を閉じ、第36回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時30分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

8 番

9 番